

社保審「第57回 医療保険部会」 産科医療補償制度、医療保険部会でも議論を

2012.11.8

11月7日の社会保障審議会・医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）では、2009年1月より開始された産科医療補償制度の見直しに関する資料が公益財団法人日本医療機能評価機構より提出され、それを基に議論が行われた。



産科医療補償制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して生じた重度脳性まひ児及びその家族の経済的負担を補償する制度。また、脳性まひ発症の原因分析・再発防止に関する情報提供を実施し、分娩時の医療事故における紛争防止・早期解決を図るとともに、産科医療の質向上に貢献することを目的としている。

産科医療補償制度は2008年11月17日に開かれた第30回医療保険部会において、「遅くとも5年後を目途に制度の内容を検討し、補償対象者の範囲などの見直しを行う」とされていたが、2012年7月30日に開かれた第56回医療保険部会において制度の見直しを行うべきとの意見が多く委員から出され、制度の見直しを行うこととなった。

これを受け日本医療機能評価機構は、「医学的調査専門委員会」を立ち上げ、制度見直しに向けたデータの収集や分析を行い、整理した上で、産科医療制度の運営全般を議論する産科医療補償制度運営委員会を通じて制度見直しに向けた議論を進めていく方針になっている。

しかし、いずれの委員会も同機構が設置主体となっていることに対し、委員は不満を表明。第56回医療保険部会で情報公開の不足が指摘されており、それに対し今回、同機構は「具体的な数値データが不足していることもあり、できる範囲で情報公開を行っている」と回答したものの、委員を納得させるには至らなかった。白川修二委員（健康保険組合連合会専務理事）や小林剛委員（全国健康保険協会理事長）からは、「自らに都合の良い形で議論を進めようとしているように見受けられる。補償対象や補償水準など重要事項の見直しは公的な検討会である医療保険部会でも議論すべき」との意見が出された。

その他、横尾俊彦委員（全国後期高齢者医療広域連合協議会会長・多久市長）をはじめ多くの委員から、「毎年150～200億円の支払備金（保険料から事務経費と保険金を引いたもの）を有しており、その運用益などで保険会社が過度に儲かっている現状がある。保険会社との契約内容や事務経費などの抜本的な見直しをすぐに行うべき」と指摘された。

委員からの意見に対し同機構は、「制度の見直しに関する議論は医療保険部会においても当然行っていただくが、産科医療補償制度運営委員会が中心となって結論を出すつもりだ」「保険会社との取り決め内容などに関しては、厚労省と相談しながら対応していく」と回答した。

次の開催時期は未定。